

納税通知書・決定（更正）通知書の解説

①口座振替情報	納付方法が口座振替のかたは、登録済みの口座情報が記載されます。
②納税義務者	納付方法が特別徴収（年金天引き）のかたのみ、氏名等が記載されます。
③所得割	前年の総所得金額等から、基礎控除額 43 万円を控除した額（課税標準額（又は基礎額））に応じて算出します。 ・ 課税標準額（又は基礎額）× 税率（令和 8 年度は医療分 8.2%、支援金分 2.8%、介護分 2.4%、子ども分 0.29%） ・ 介護分は 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）のかたが対象
④均等割	被保険者の人数に応じて加算します。 （令和 8 年度は一人あたり） ・ 医 療 分：41,600 円 ・ 支援金分：14,100 円 ・ 介 護 分：15,600 円 ※介護分は 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）のかたが対象 ・ 子ども分：1,914 円 ※子ども分は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までかたについては全額軽減されます
⑤軽減区分	●世帯の合計所得が以下の基準を下回る場合、均等割が軽減されます。 ・ 7 割…世帯の所得が 43 万円 + 10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下 ・ 5 割…世帯の所得が 43 万円 +（31 万 × 被保険者数） + 10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下 ・ 2 割…世帯の所得が 43 万円 +（57 万円 × 被保険者数） + 10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下 ●子ども…未就学児の均等割が、2 分の 1 軽減されます。 ●産前産後… 令和 5 年 11 月以降に出産予定又は出産した被保険者のかたについて、単胎妊娠は出産（予定）日が属する月の前月から 4 か月間、多胎妊娠は出産（予定）日が属する月の 3 か月前から 6 か月間、出産するかたの所得割及び均等割が軽減されます（令和 6 年 1 月分以降の国民健康保険税が対象）。※原則、届出が必要です。
⑥限度超過額	賦課限度額を超過した額。 （令和 8 年度の賦課限度額） ・ 医 療 分：670,000 円 ・ 支援金分：260,000 円 ・ 介 護 分：170,000 円 ・ 子ども分：30,000 円
⑦減免額	減免に該当した場合の減免額。
⑧年税額（又は決定保険税額）	医療分、支援金分、介護分、子ども分の総額。

納税通知書・決定（更正）通知書の解説

⑨特別徴収	以下のすべてに該当するかたは、自動的に特別徴収（年金天引き）となります。 ・世帯主が国保に加入している。 ・被保険者全員が、65 歳以上 75 歳未満である。 ・世帯主が年額 18 万円以上の年金を受給している。 ・国保税と介護保険料の合計が、天引き対象の年金額の 1/2 を超えていない。
⑩被保険者氏名	世帯の国保加入者の氏名。世帯主が社会保険・後期高齢者医療保険等に参加している場合でも、擬制世帯主として氏名が記載されます。また、文字数制限があり、氏名が途切れてしまう場合があります。
⑪有資格月数	国民健康保険に加入し、保険税が課税される月に「*」がついています。擬制世帯主は「G」と表記されます。
⑫未申告該当	税額の計算時点で、前年の所得が不明の場合、「未申告」と記載されます。⑤の世帯所得に応じた均等割の軽減制度について、軽減区分を判定するために、前年中収入がなかったかたも含め、世帯主（擬制世帯主も含む）及び被保険者全員の申告が必要となります。 ※当該年度の 4/1 時点で 16 歳未満のかたは、申告不要です。
⑬個人別概算賦課額	被保険者ごとの保険税額（概算）。 ※被保険者氏名欄は 20 文字の制限のため、氏名が途切れてしまう場合があります。 ※10 人以上の世帯の場合、9 人目以降のかたは、9 つ目の被保険者氏名欄に「その他の被保険者」とまとめて表示されます。
⑭普通徴収分の期別ごとの納付額	各納期限までに、納付書もしくは口座振替にて納付をお願いします。
⑮特別徴収額	⑨に該当するかたは、年金から天引きされる額が記載されます。
⑯更正前の決定保険税額	前回送付した（賦課決定した）納税通知書がある場合、その年税額が期別ごとに記載されます。
⑰更正後の決定保険税額	本通知書で決定した年税額が記載されます。
⑱普通徴収（更正後）	本通知書で決定した期別ごとの税額が記載されます。
⑲普通徴収（納付済額）	本通知書作成時点で納付済みの額が、期別ごとに記載されます。
⑳今回納付額	⑱－⑲の額が記載されます。過誤納が生じた場合は、後日収納課より、充当もしくは還付通知が送付されます。
㉑特別徴収（更正後）	本通知で決定した月別の税額が記載されます。過誤納が生じた場合は、後日収納課より、充当もしくは還付通知が送付されます。

納税通知書・決定（更正）通知書の解説

②②特別徴収（納付 済額・今回納付 額）	金額は記載されません。
②③更正事由	税額に変更が生じた理由が記載されます。 ※複数の異動があった世帯については、事由は2つ（2人分）だけ記載 されます。